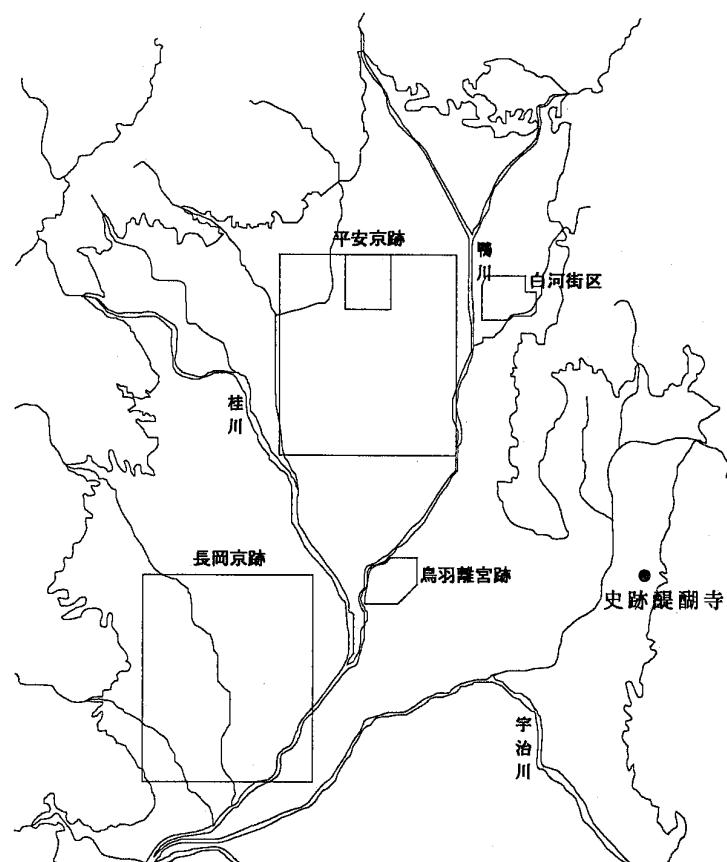


史跡醍醐寺境内発掘調査現地説明会資料



1998年2月14日

財団法人 京都市埋蔵文化財研究所

史跡醍醐寺境内発掘調査現地説明会

場所 京都市伏見区醍醐伽藍町
期間 1997年8月～継続中
調査面積 約1500m²
調査主体 (財) 京都市埋蔵文化財研究所

はじめに

醍醐寺は、平安時代前期にはじまる真言宗の寺院です。寺は、大きく上醍醐(山上)と下醍醐(山下)とに分かれています。上醍醐は、貞觀16年(874)頃、聖宝によって創建されたといわれています。延喜7年(907)には、醍醐天皇により御願寺となり薬師堂などが建立されています。10世紀の中ころには、この上醍醐のふもとに下醍醐のはじまりとなる釈迦堂や五重塔からなる伽藍が造営されました。今に残る五重塔は、大修理を受けながらもその当時の姿を伝えています。

平安時代後期には、白河上皇や源氏の系統などによる御堂の造営が盛んにみられ、三宝院や大智院などと呼ばれる子院が、上醍醐や下醍醐の周辺に数多く建てられました。その後、一時期衰退しましたが、桃山時代にいたり、豊臣家の庇護のもと再び活況をていきし、現在の三宝院書院や庭園が今に伝わっています。

醍醐寺の境内は、国の史跡となり、この中には特別史跡・名勝に指定されている三宝院庭園をはじめとして、国宝の金堂・五重塔・薬師堂・清瀧宮拝殿・三宝院唐門・三宝院表書院をみることができます。これらは、1994年に世界文化遺産に登録されました。

本調査地は、下醍醐の伽藍のすぐ南西に位置し、子院の一つである光台院の東隣接地にあたります。調査区は、平坦地内を東西約50m、南北60mにわたりコの字状に設定しました。

今回の調査成果

近世の遺構については18世紀代と考えられる土蔵遺構と、その南に子院を南北に画すると思われる雨落ち溝などを検出しました。

中世についての遺構は石溜・土器溜などの土壙を検出しましたが明確な建物跡と確認できる遺構は検出できませんでした。

平安時代については、調査地では11世紀代から子院の造営がうかがえます。調査区を南北に画す11世紀代の東西溝が検出され、また12世紀代の建物跡とそれに連なる廊などの子院に関連する遺構を検出しました。

遺物は近世のものでは染め付け陶器の皿・椀や瓦質土器、中世には室町時代を中心とした時期の土師器皿や輸入磁器あるいは北宋銭、滑石製の鍋などがあります。そして平安時代後期から鎌倉時代前半には梵字を飾った金具や硯、土師器皿、瓦器椀などの土器や瓦類などがあります。

検出した平安時代から鎌倉時代の遺構

1) 建物跡

調査区の南端に近いところに粘質土と礫を用いて版築状につき固めた建物1の地業を検出しました。地業は検出した大きさが東西11m、南北13mの長方形です。建物の雨落溝は、南端、北側、東側で検出しましたが大部分は削平されていました。また、建物北側には階段と考えられる張り出し部を検出しました。建物の上部は15世紀代にほとんど削平されたようですが、一部礎石抜き取り跡と思われる痕跡がうかがえます。

また、建物1の西側から南北方向に延びる地業1があります。これから更にカギの手状に東西方向に折れ曲がって、拳大の礫を敷き詰めた建物2の地業があります。

2) 子院を区画する遺構

建物2から以北に南北の柱穴群があります。柱間は2.4mを測る柱列(柵1)と、2.1mを測る柱列(柵2・3)があります。これらは、建物などの方向と平行して造られています。子院を画する柵列と思われ、数回にわたり建て替えられたと考えられます。

前述した地業の下部には、法面を形成した時の整地層があります。これは礎敷と土を互層に突き固め版築状に平坦面を造成しています。その上面には、補修に伴う再整地層も確認できます。さらに、その西側の傾斜地に子院の西を画すると思われる南北の溝2があります。溝2は、調査区南端約1.5mで途切っています。

3) 東西溝

これらの遺構の下には幅約3m、深さ約1mの11世紀代の溝が東西方向に掘られています。なお、この溝は12世紀代に人為的に埋められて建物1などが築かれたと考えられます。

まとめ

今回の調査で検出した遺構について、醍醐寺関係の文献資料を参考に検討してみると、下醍醐の子院に関連する堂宇が想定できます。

調査地付近が記されている文献資料には、『醍醐寺新要録』「卷第11 妙法院編^{注1}」があります。それによると、妙法院の敷地は、「南大門大路」より「西」にあり、「清滝宮南大路」より「南」とされています。また、「卷第16 妙法院超済拝堂類^{注2}」においても「八足門」（現在の仁王門）への道順について「妙法院ノ棟門ヲ出テ西行」云々とあり、調査地は醍醐寺の子院の一つである妙法院と考えられます。妙法院は、藤原惟信により建立され、「一間四面の建物」と「三間二面の廊一宇」があったとされ、各々「檜皮葺」であったと記されています。

今回の調査で検出した建物1は「一間四面の建物」に、東西方向の建物2は「三間二面の廊」に想定されます。また南北方向の地業1は子院の西限を画する筑地などの基礎部分と想定されます。

注1

『醍醐寺新要錄』「卷第十一 妙法院編」

一 賴主事

慶延記云、賀主正四位下藤原朝臣惟信之建立也、惟信之室者、・・・

一 棟數事

同卷云、妙法院
四面廊 一宇
三間二面 各比皮葺

一 敷地事

同卷云、此敷地者、本實相寺跡也。・・・

同記云、實相寺、賀主并朽失不知之。但件敷地者、自南大門大路者西、自清瀧宮南大路者南也。・・・

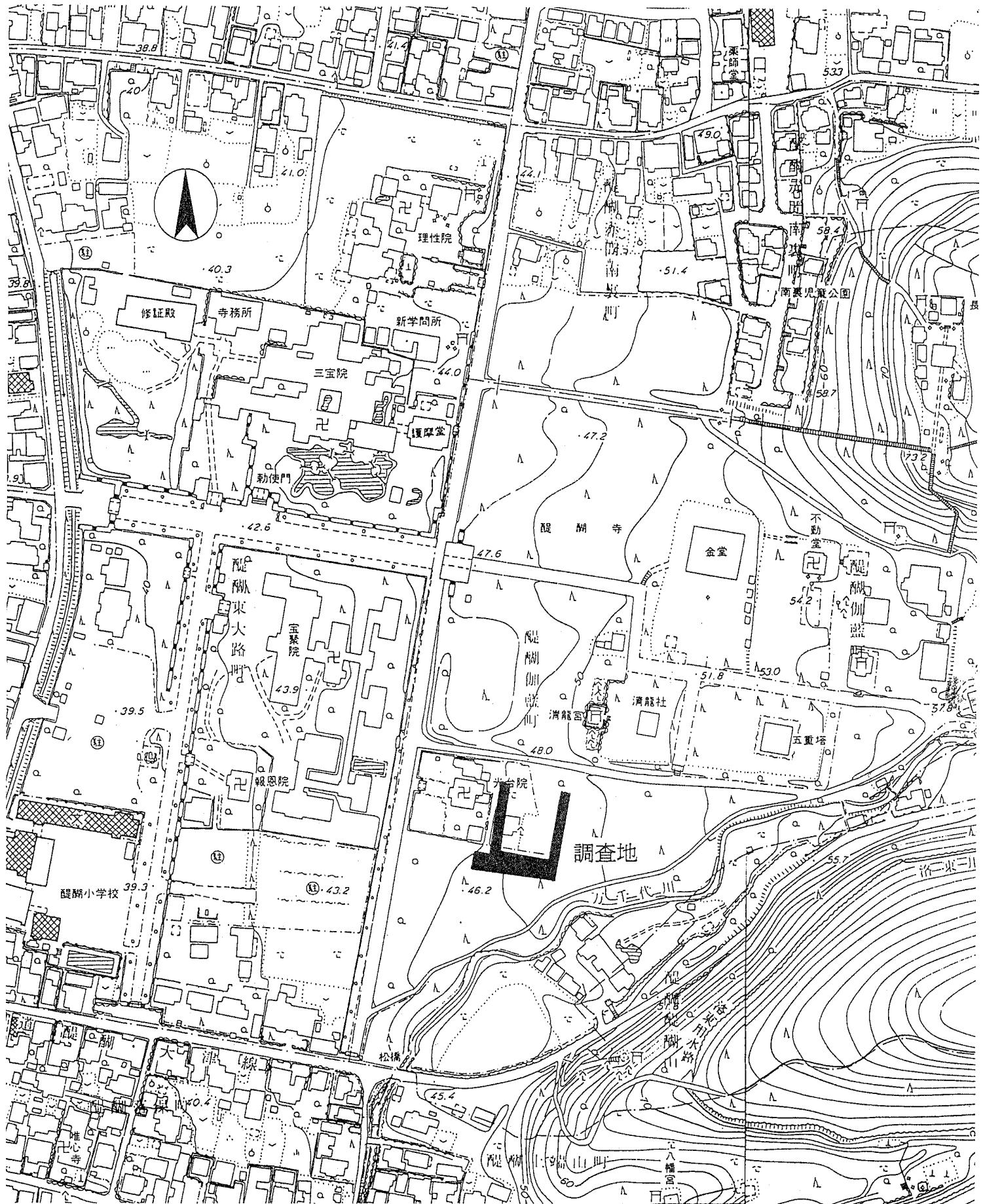
注2

『醍醐寺新要錄』「卷第十六 妙法院超濟拝堂類」

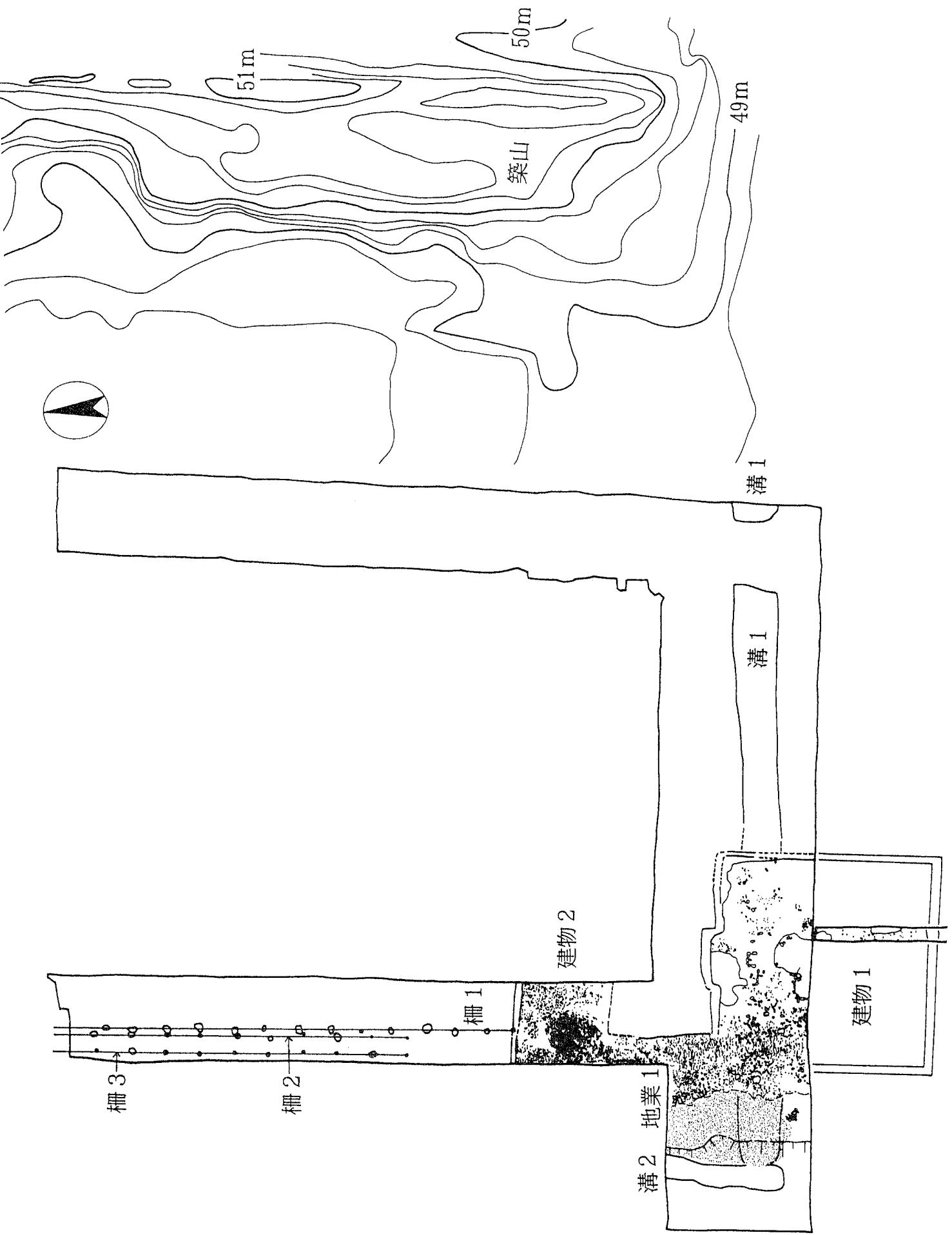
醍醐寺供僧拝堂略記
超濟、妙法。

院 近代儀

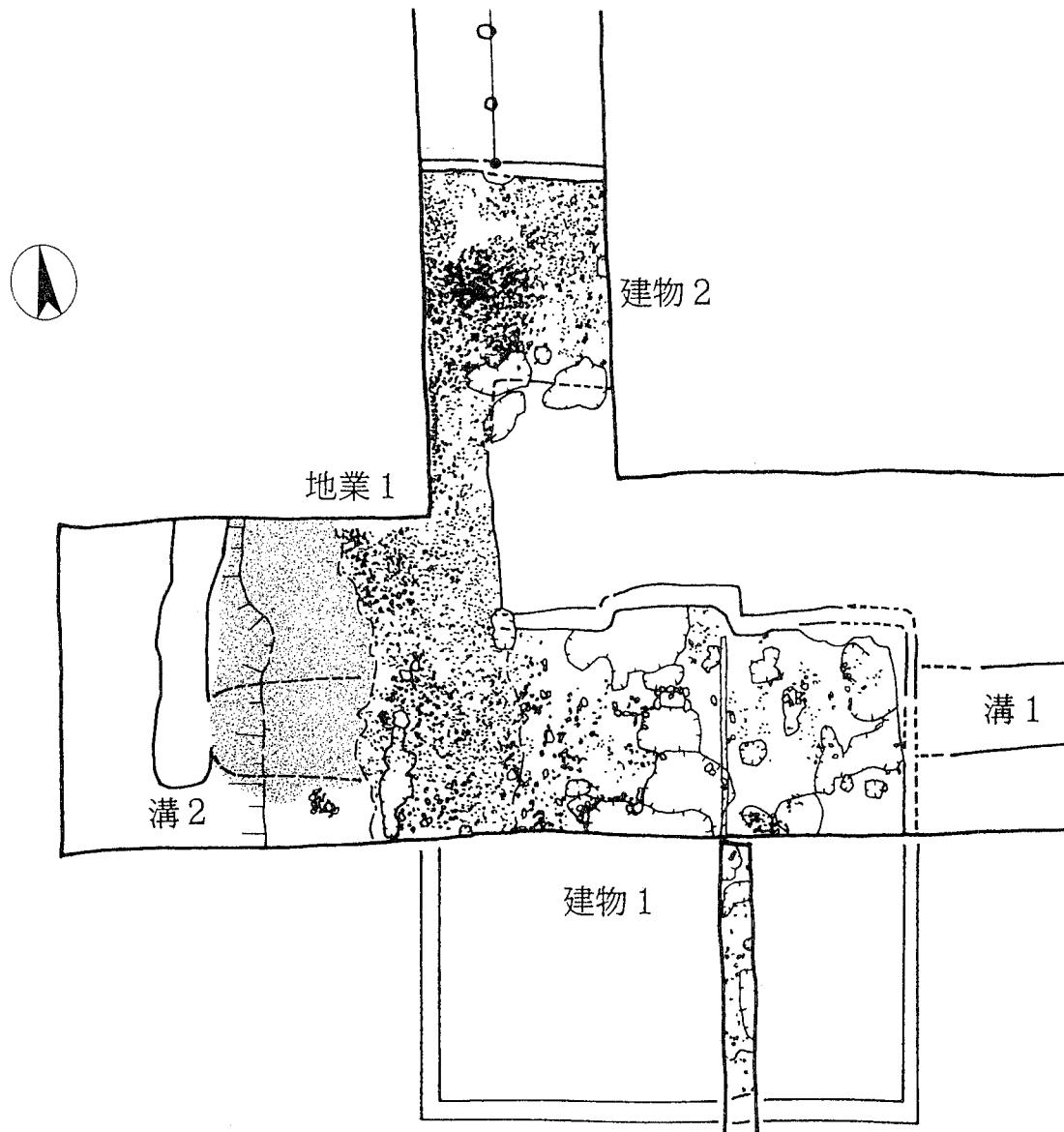
妙法院ノ棟門ヲ出テ西行、四辻ヲ北行、入ル八足門内、・・・



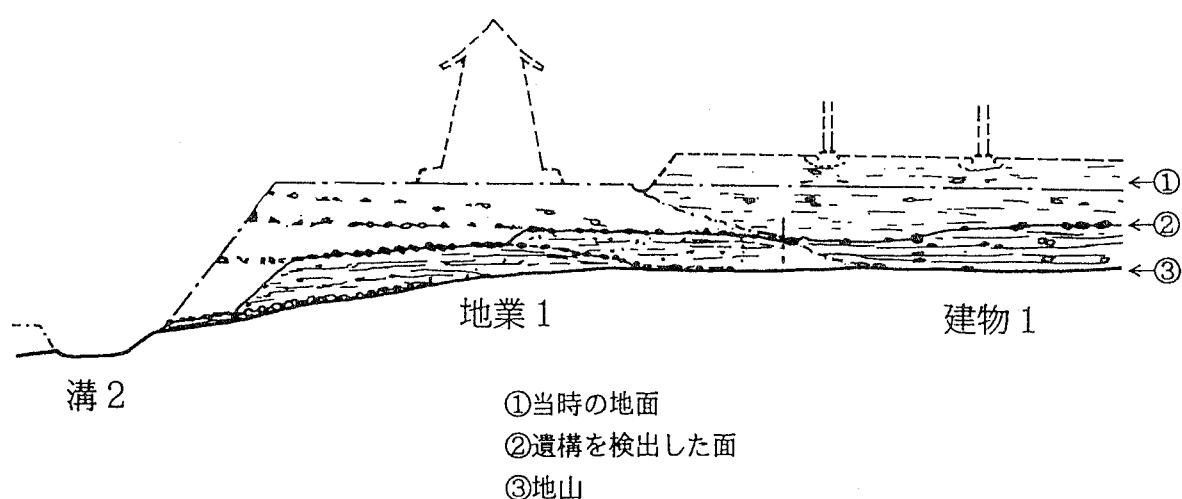
調査位置図 (1 : 2,500)



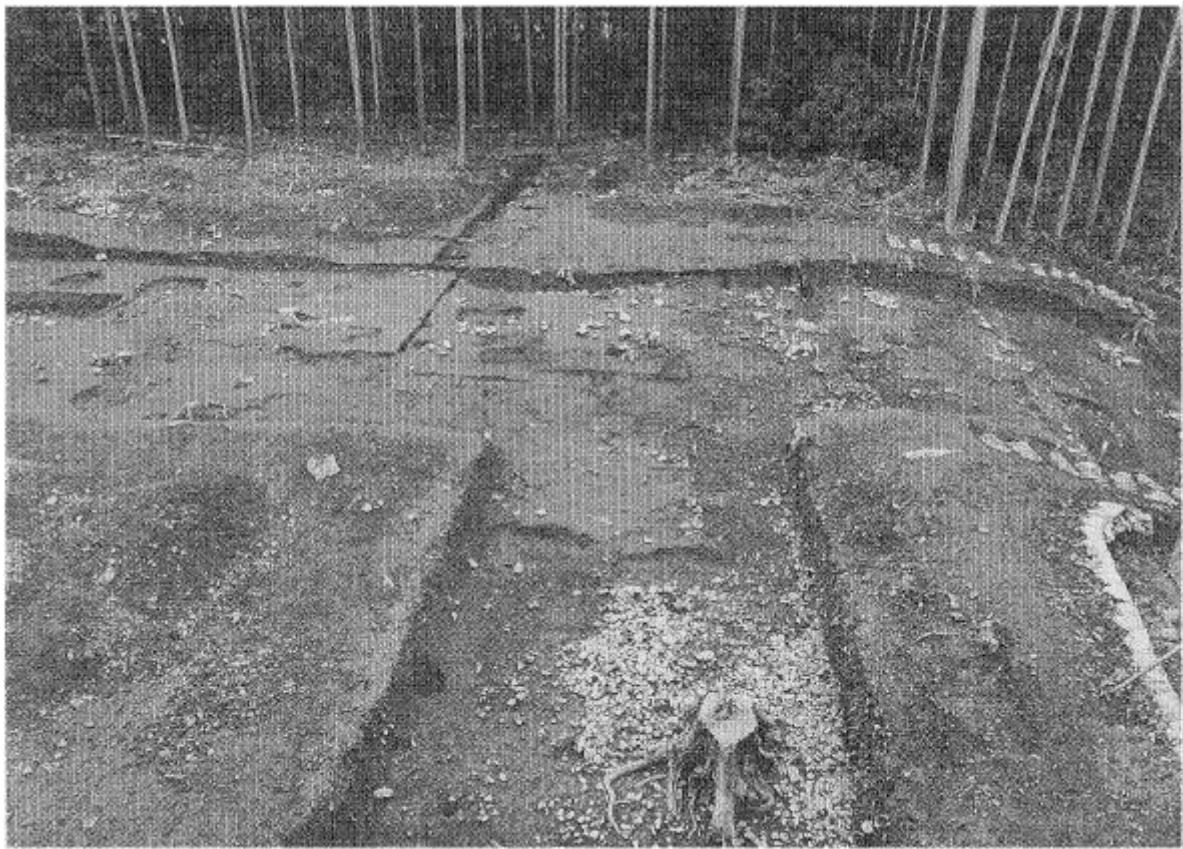
遺構全体図 (1 : 300)



遺構平面図 (1 : 200)



建物 1 と地業 1 の造成概念図 (縮尺不同)



建物跡全景（北から）



建物1全景（北東から）